茅ヶ崎市

庁議事案書

日 付	令和8年11月10日（火）	会議種別	政策会議
事案名称	市営高田住宅跡地及び市営香川住宅跡地利活用方針（素案）について		

１．事案の概要

提案理由 取り組み内容	【背景・目的】 本市では、財源の確保、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、市有財産の有効活用を実現するため、令和2（2020）年9月に「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針 」（以下「基本方針」という。）を策定しました。基本方針では、利活用可能な未利用財産は、個々の財産の状況を分析した上で、利活用手法の検討を行い、個別の利活用方針を策定することとしています。 この度、公共施設の用途廃止等に伴い新たに未利用の敷地（市営高田住宅跡地及び市営香川住宅跡地）が生じたため、それらの利活用手法などを方針としてとりまとめるものです。 【方針の概要と策定のポイント】 基本方針に基づき、利活用対象財産を分類した結果、市営高田住宅跡地を「民間等への売却・貸付」、また、市営香川住宅跡地を今後の「公用・公共用地」として利活用を推進するものです。 【今後のスケジュール】 全員協議会（11月19日） ➡ 方針公表（12月1日）
審議事案等	市営高田住宅跡地及び市営香川住宅跡地利活用方針（素案）について

２．行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画					
主たる政策目標	将来都市像の実現に向けた行政経営				
関連する政策目標					
(2)その他関連計画	茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針、茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画、茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画				
(3)関係法令	地方自治法96条、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、茅ヶ崎市市有財産規則				

事案担当	経営総務部資産経営課	内線	2551
関係部課	建設部建築課		

政策会議結果報告書

1 開 催 日	令和8年11月10日（火）
2 件　　名	市営高田住宅跡地及び市営香川住宅跡地利活用方針（素案）について
3 事案担当	経営総務部資産経営課
4 関係部課	建設部建築課
5 出 席 者	■ 市長　■ 副市長　■ 副市長　■ 教育長　■ 病院事業管理者 ■ 出席　□ 欠席
6 説 明 者	経営総務部長　資産経営課長　主幹資産経営担当　主査資産経営担当 副主査資産経営担当
7 会議結果	本案件については、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	＊ 第一種低層住居専用地域は一般的に市場価値が高いのか。【教育長】 → 一概にはいえません。第一種低層住居専用地域は、高さ制限があり、建てられる建物に制限があります。 ＊ 市営高田住宅跡地の利活用は、どのような土地利用が想定されるか。【岸副市長】 → 市場調査の結果や用途地域の規定から、分譲住宅での土地利用が想定されます。